

第1章 総則

(目的)

第1条 本約款は、まごころ共済会（以下「本会」といいます。）が行うぞうさん入院プラン（以下「本共済」といいます。）の「ぞうさん3,000コース」、「ぞうさん3,000プラスコース」、「ぞうさん5,000コース」および「ぞうさん5,000プラスコース」（以下「本共済契約」といいます。）の契約内容とすることを目的とします。

(共済契約者)

第2条 本共済契約の共済契約者は、本会と本共済契約を締結し、同契約上の所定の権利および義務を有し、同権利および同義務を行使または履行できる方で、かつ、本会が定める加入申込書類（以下「申込書」といいます。）の「契約者」欄に記載の方とします。

(被共済者の範囲)

第3条 本共済契約の被共済者は、次に掲げる各号の全てに該当し、本会が審査の上、被共済者として認められた方とします。

- (1) 本共済契約の被共済者となることに同意している方。
- (2) 加入申込日、第14条（被共済者の追加加入）に定める追加加入の申請日（以下「追加加入申込日」といいます。）、および第32条（加入コースの変更）に定める加入コース変更の申請日（以下「コース変更申請日」といいます。）において、年齢が満6歳以上満80歳未満の方。
- (3) 更新日において、年齢が85歳未満の方。
- (4) 加入申込日、追加加入申込日およびコース変更申請日において、「健康で正常に就業している」方、または、「健康で正常な日常生活を営んでいる」方。
 - ◆「健康で正常に就業している」とは、被共済者の属する団体の定める通常就業開始時から終了時までの間に勤労が可能な状態で就業していることをいいます。
 - ◆「健康で正常な日常生活を営んでいる」とは、日常の生活が主に摂食、洗面、起居動作に限られていたり、日常の行動に第三者の介護を要したりまたは機器による補助を要したりしていないことをいいます。
- (5) 加入申込日、追加加入申込日およびコース変更申請日において、以下のいずれにも該当しない方。
 - ① 過去1年間に同一の病気または傷害（以下「傷病」といいます。）により14日以上入院または通院をされた方もしくはその必要があると診断された方。
 - ② 過去1年間に同一の傷病により14日以上休養または安静加療をされた方もしくはその必要があると診断された方。
 - ③ 過去1年間に開頭、開腹または開胸等の手術を受けたことのある方もしくはその必要があると診断された方。
- (6) 加入申込日、追加加入申込日およびコース変更申請日において、別表1記載の慢性疾患もしくはこれらに類する疾患について、以下のいずれにも該当しない方。
 - ① 医師により治療を受けている方。
 - ② 患っている方またはその状態にある方。
 - ③ 医師によりその疾患であると診断された方またはその疾患の治療の必要があると診断された方。
- (7) 加入申込日、追加加入申込日、更新日およびコース変更申請日において、別表2記載の加入できない職業に従事していない方。
- (8) 本会が別途定める「加入資格審査基準」と合致していること。

(特認条件等付帯による加入)

第4条 加入申込み、追加加入申込みおよび加入コースの変更申請をされた方が、第3条(被共済者の範囲)第1項第(4)号から第(6)号または第(8)号の条件を満たさない場合においても、本約款に付帯する追加約款または特認条件等を適用して被共済者となることを認めることができるものとします。

(保障の種類)

第5条 本共済契約における各加入コースの保障の種類および保障条項は、次の各号に掲げるとおりとします。

(1) ぞうさん3,000コース

① 病気入院保障条項 (第4章)

② 傷害入院保障条項 (第5章)

(2) ぞうさん3,000プラスコース

① 病気入院保障条項 (第4章)

② 傷害入院保障条項 (第5章)

③ 手術見舞金条項 (第6章)

(3) ぞうさん5,000コース

① 病気入院保障条項 (第4章)

② 傷害入院保障条項 (第5章)

(4) ぞうさん5,000プラスコース

① 病気入院保障条項 (第4章)

② 傷害入院保障条項 (第5章)

③ 手術見舞金条項 (第6章)

(発効日および共済期間)

第6条 本会は、第19条(共済掛金の払込)および第20条(共済掛金の払込方法〈経路〉)の定めにより第1回目月額共済掛金が本会に払込まれたときは、当該共済掛金の払込まれた日の属する月の1日(以下「発効日」といいます。)の零時から本共済契約上の責任を負います。

2. 前項の規定により本共済契約が発効した場合は、本会の定める共済加入証書を共済契約者あてに発行して、本共済契約の加入承諾の通知に代えるものとします。

3. 本共済契約の共済期間は、発効日からその日を含めて1年間とします。

4. 本共済契約は、本会が前第2項の承諾の通知を発した時に成立するものとします。

(更新)

第7条 共済契約者から共済期間満了日の1ヵ月前の応当日までに、本会に本共済契約を継続しない旨の通知がなく、かつ、本会が本共済契約の更新を承諾した場合は、本条第2項に定める更新掛金の払込みを条件として、本共済契約は、共済期間満了日の翌日を更新日(以下「更新日」といいます。)として更新されるものとします。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、更新できないものとします。

(1) 共済契約者が第2条(共済契約者)の規定に合致しないとき。

(2) 被共済者が第3条(被共済者の範囲)の規定に合致しないとき。

(3) 更新前契約に対する共済掛金が第21条(共済掛金の払込猶予期間および共済契約の無効または失効)に規定する払込猶予期間内に本会に払込まれないとき。

2. 前項により更新されるべき更新契約の第1回目月額共済掛金の払込日は、更新前契約の共済期間満了日以後の第19条（共済掛金の払込）第2項第(2)号に定める払込日とします。
3. 前2項により更新された共済契約の効力は、更新日の零時に発生し、共済期間は、更新日からその日を含めて1年間とします。
4. 前3項の規定により、本共済契約が更新されたときは、第6条（発効日および共済期間）第2項の規定により本会が発行した更新前契約の共済加入証書を更新後の共済加入証書とみなすことができるものとします。
5. 前4項の規定にかかわらず、本会は、共済契約の計算基礎に影響を及ぼす状況変更が発生し、本会の収支に著しく影響を及ぼす場合は、更新契約の共済掛金を増額または共済金額を減額することができるものとします。この場合、共済期間満了日の2ヶ月前までに、共済契約者に対して書面によりその旨通知するものとします。
6. 前第1項から第4項の規定にかかわらず、本会は、共済契約の計算基礎に影響を及ぼす状況変更が発生し、本会の収支に著しく影響を及ぼし、共済契約の引き受けが困難となった場合は、更新を引き受けられないことができるものとします。この場合、共済期間満了日の2ヶ月前までに、共済契約者に対して書面によりその旨通知するものとします。

（共済契約の申込みの取消）

- 第8条 共済契約者は、すでに申込みをした共済契約について、第19条（共済掛金の払込）第2項第(1)号に定める申込締切日または第14条（被共済者の追加加入）第1項に定める追加加入申込締切日の属する月の末日（以下「取消申請締切日」といいます。）までの間であれば、当該共済契約を取消することができるものとします。
2. 前項により共済契約者が共済契約の取消しを請求する場合には、本会の要求する書類によって、取消申請締切日までに当該共済契約の取消しを請求する旨を通知し、本会の承認を得なければなりません。
 3. 前2項によって共済契約を取消した場合は、当該共済契約は成立しなかったものとし、本会は、すでに本会に払込まれた共済掛金全額を共済契約者に返戻するものとします。

第2章 一般条項

第1節 契約者または被共済者の義務

（告知義務）

第9条 共済契約者または被共済者になる者は、本共済契約の加入申込み、追加加入申込みまたは加入コースの変更申請（以下「共済契約締結」といいます。）の際、危険に関する重要な事項のうち、本会所定の書面の記載事項とすることによって本会が告知を求めたもの（以下「告知事項」といいます。）について、当会に事実を正確に告げなければならないものとします。

（告知義務違反による解除）

第10条 本会は、共済契約締結の際、共済契約者または被共済者が、第9条（告知義務）に規定する告知事項について、故意または重大な過失によって事実を告げなかったかまたは事実でないことを告げた場合には、共済契約者に対する書面による通知をもって、本共済契約を解除することができるものとします。ただし、正当な事由によって共済契約者に通知できない場合には、本会は、被共済者または共済金受取人に通知します。

2. 前項の規定は、次の各号のいずれかに該当する場合には適用しません。

(1) 前項に規定する事実がなくなった場合

(2) 本会が共済契約締結の際、前項に規定する事実を知っていた場合または過失によってこれを知らなかった場合（注）

(3) 共済契約者または被共済者が、本会が共済金の支払事由（以下「支払事由」といいます。）または支払事由の原因が発生した時より前に、告知事項につき、書面をもって訂正を本会に申し出て、本会がその訂正を承認した場合。なお、本会が、訂正の申出を受けた場合において、その訂正を申し出た事実が、共済契約締結の際に本会に告げられていたとしても、本会が共済契約を締結していたと認めるときに限り、本会はその訂正を承認するものとします。

(4) 次のいずれかに該当する場合

① 本会が、前第1項の規定による解除の原因があることを知った時から1か月を経過した場合

② 共済契約締結時から5年を経過した場合

（注）本会が共済契約締結の際、前項に規定する事実を知っていた場合または過失によってこれを知らなかった場合には、本会のために共済契約の締結の代理を行う者が、事実を告げることを妨げた場合または事実を告げないこともしくは事実と異なることを告げることを勧めた場合を含みます。

3. 前第1項の規定による解除が支払事由または支払事由の原因の発生した後になされた場合であっても、第31条（共済契約の解約および解除）の規定にかかわらず、本会は、共済金を支払いません。この場合において、すでに共済金を支払っていたときは、本会は、その全額を返還請求することができるものとします。

4. 前第3項の規定は、前第1項に規定する事実に基づかずに発生した支払事由については適用しないものとします。

（通知義務）

第11条 本共済契約締結後、次の各号のいずれかに該当する事実が発生した場合には、共済契約者または被共済者は、遅滞なくその旨を本会に書面にて通知し、その承認を得なければならないものとします。

(1) 被共済者の職業や職種

(2) その他、共済掛金に変更が必要な危険増加事由に該当する事項

2. 前項の事実の発生によって危険増加が生じ、変更後の共済掛金に変更前の共済掛金よりも高い場合において、共済契約者または被共済者が、故意または重大な過失によって遅滞なく前項の規定による通知をしなかったときは、本会は、前項の事実があった後に生じた支払事由に対しては、変更前の共済掛金の変更後の共済掛金に対する割合によって、共済金を削減して支払うものとします。

3. 前第2項の規定は、本会が、前第2項の規定により共済金を削減して支払うべき事由の原因があることを知った時から共済金を削減して支払う旨の被共済者もしくは共済金を受け取るべき者に対する通知をしないで1か月を経過した場合または危険増加が生じた時から5年を経過した場合には適用しないものとします。

4. 前第2項の規定は、前第2項の危険増加をもたらした事実に基づかずに発生した支払事由については適用しません。

5. 前第2項の規定にかかわらず、前第1項の事実の発生によって危険増加が生じ、本共済契約の引受範囲を超えることとなった場合には、本会は、共済契約者に対する書面による通知をもって、本共済契約を解除することができます。

6. 前第5項の規定による解除が支払事由の発生した後になされた場合であっても、第31条（共済契約の解約および解除）の規定にかかわらず、解除にかかる危険増加が生じた時以降に発生した支払事由に

対しては、本会は、共済金を支払いません。この場合において、既に共済金を支払っていたときは、本会は、その返還を請求することができるものとします。

（共済契約者の住所変更）

第12条 共済契約者が共済加入証書記載の住所または通知先を変更したときは、共済契約者は、遅滞なく、その旨を本会に通知しなければならないものとします。

2. 前項において、共済契約者が住所の変更を本会に通知しなかったときは、本会の知った最後の住所あてに発した通知は、共済契約者に到達したものとみなします。

（年齢の誤りに係わる更正通知）

第13条 第9条（告知義務）に定める告知事項の内、被共済者の年齢または生年月日に誤りがあった場合は、共済契約者または被共済者は、本会所定の書面により更正を申し出（以下「更正通知」といいます。）て、本会の承認を得なければならないものとします。

2. 前項の定めにより、本会が更正通知を受付けた場合には、以下の規定によるものとします。

(1) 加入申込日、追加加入申込日および当該誤りの事実が発見された日における実際の年齢が、本会の定める範囲内であったときは、本会の定める方法によって処理を行います。

(2) 加入申込日、追加加入申込日および当該誤りの事実が発見された日における実際の年齢が、本会の定める範囲外であったときは、本会は、本共済契約を取り消すことができるものとします。

3. 共済契約者または被共済者が前第1項に定める更正通知を怠った場合において、共済金の支払事由が生じたときは、前項の定めに従うものとします。

（被共済者の追加加入）

第14条 本共済契約の共済期間中途において、被共済者を新たに追加することにより共済契約内容の変更（以下「追加加入」といいます。）を行う場合には、共済契約者は、本会の定める追加加入申込書その他の書類によって、毎月15日（以下「追加加入申込締切日」といいます。）までに本会に追加加入申込を行い、本会の承認を得なければなりません。

2. 共済契約者が、前項の手続きを怠った場合には、本会は、すでに生じた共済金の支払事由については、第11条（通知義務）の定めに従うものとします。

3. 本会が前第1項に定める追加加入申込内容を承諾したときは、本会の定める書式を発行してこの承諾の通知に代えるものとします。

（事故発生時の協力義務）

第15条 共済契約者、被共済者または共済金受取人が、共済金の支払事由が生じたときに本会の認める正当な理由がなく、当該事由の調査または調査に必要な書類の提出および報告を拒んだり、妨げたりまたは改ざんした場合には、本会は、

それによって本会が被った損害の額を差し引いて共済金を支払うものとします。

（他の身体障害または傷病の影響）

第16条 共済金の支払事由が生じたときに、すでに存在していた身体障害もしくは傷病の影響により、または共済金を支払うべき傷病を被った後にその原因となった事故と関係なく発生した傷病の影響により当該共済金を支払うべき傷病の程度が重大となった場合は、本会は、その影響がなかった場合に相当する程度に認定して共済金を支払います。

2. 共済金の支払事由が生じたときに、本会の認める正当な理由がなく被共済者が治療を怠ったりまたは共済契約者もしくは共済金受取人が治療をさせなかったために傷病の程度が重大となった場合は、本会は、前項と同様の方法で共済金を支払います。

第2節 契約条項

(重複加入の禁止)

第17条 同一の被共済者は、特に本会が認める場合を除き、共済期間を重複して本会が規約で行う他の共済のコースまたはプラン（以下「コース」といいます。）に加入することおよび本共済の他の異なるコースに加入すること（以下「重複加入」といいます。）はできません。

2. 前項の規定に反し重複加入があった場合には、当該重複加入契約の内、共済契約者が有効とする旨の意思表示をした1つの共済契約のみを有効とし、他の共済契約については全て無効とするものとします。

3. 共済金を支払った後に重複加入の事実が判明したときには、本会が指定する共済契約のみを有効とし、共済契約者が表示した意思の内容にかかわらず、他の重複加入した共済契約については全てこれを無効として当該無効とされた共済契約に対しすでに支払われた共済金については、本会は、その全額を返還請求できるものとします。

(超過加入の禁止)

第18条 同一の被共済者は、特に本会が認める場合を除き、共済期間を重複して同一の加入コースについて、1口を超えて加入すること（以下「超過加入」といいます。）はできません。

2. 前項の規定に反し超過加入があった場合には、当該超過加入契約の内、共済契約者が有効とする旨の意思表示をした1つの共済契約のみを有効とし、他の共済契約については全て無効とするものとします。

3. 共済金を支払った後に超過加入の事実が判明したときには、本会が指定する共済契約のみを有効とし、共済契約者が表示した意思の内容にかかわらず、他の超過加入した共済契約については全てこれを無効として当該無効とされた共済契約に対しすでに支払われた共済金については、本会は、その全額を返還請求できるものとします。

(共済掛金の払込)

第19条 本共済契約の共済掛金の払込方法は、月払いとし、共済契約者は、本会の定める月額共済掛金（以下「月額共済掛金」といいます。）を第20条（共済掛金の払込方法〈経路〉）に定める払込方法により第2項に定める払込日に本会に払込むこととします。ただし、同一契約内において、または第20条（共済掛金の払込方法〈経路〉）に定める扱い団体内を通じて、同一の払込方法であることを要します。

2. 前項の規定に従い、以下の各号に定める日を共済掛金の払込日とします。

(1) 本会所定の申込書その他の必要書類の全てが毎月10日（以下「申込締切日」といいます。）までに受付られ、かつ、本会がその加入を承諾した場合には、第1回目月額共済掛金の払込日は、申込締切日の属する月の翌月27日とします。

(2) 第7条（更新）に定める更新契約における第1回目月額共済掛金の払込日は、更新前契約の共済期間満了日の属する月の翌月27日とします。

(3) 第14条（被共済者の追加加入）の定めにより被共済者が追加される場合には、第1回目月額共済掛金の払込日は、追加加入申込締切日の属する月の翌月27日とします。

(4)第32条（加入コースの変更）の定めにより加入コースが変更される場合の第1回目月額共済掛金の払込日は、加入コース変更申請締切日の属する月の翌月の27日とします。

(5)第2回目以降の月額共済掛金の払込日は、第20条（共済掛金の払込方法〈経路〉）の定めにより、第1回目月額共済掛金の払込日の属する月の翌月以後毎月27日とします。

（共済掛金の払込方法〈経路〉）

第20条 共済契約者は、本会が特に認めた場合を除き、次の各号のいずれかの共済掛金の払込方法を選択することができます。

(1)本会が指定した金融機関等の口座振替により本会に払込む方法（以下「口座振替払込」といいます。）。)

(2)共済契約者が所属する会社、団体または組合等（以下「扱い団体」といいます。）を通じて払込む方法（以下「団体扱払込」といいます。）。ただし、扱い団体と本会との間にて集金代行契約が締結されている場合に限ります。

2. 前項第(1)号に定める口座振替の振替日は、毎月27日（以下「振替日」といいます。）とし、金融機関の口座振替休業日の場合には、翌営業日に口座振替を行います。

3. 前2項の口座振替の規定は、団体扱払込において、扱い団体が共済契約者より徴収した共済掛金を一括して本会に払込む場合にも適用するものとし、共済契約者が払込んだ共済掛金は、扱い団体より本会に払込まれた日に共済掛金の払込みがあったものとします。

（共済掛金の払込猶予期間および共済契約の無効または失効）

第21条 第19条（共済掛金の払込）に定める共済掛金の払込みについては、次の各号に定める期間を共済掛金の払込猶予期間として共済掛金の払込みを猶予するものとします。

(1)第19条（共済掛金の払込）第2項第(1)号に定める共済掛金については、同号に定める払込日の属する月からその月を含めて3ヵ月目の当該払込日の応当日まで。

(2)第19条（共済掛金の払込）第2項第(2)号、第(3)号、第(4)号および第(5)号に定める共済掛金については、同号に定める払込日の属する月からその月を含めて3ヵ月目の当該払込日の応当日まで。

2. 前項第(2)号に定める猶予期間内における月額共済掛金の口座振替は、当該振替日の前日までに滞納している月額共済掛金の全額と当該振替日に引き落とすべき月額共済掛金を併せて口座振替を行います。ただし、第19条（共済掛金の払込）第2項第(3)号による場合を除きます。

3. 前第1項に定める共済掛金の払込猶予期間内に第14条（被共済者の追加加入）に定める追加加入が行われた場合および第32条（加入コースの変更）に定める加入コースの変更が行われた場合の共済掛金の払込猶予期間は、前第1項の規定にかかわらず、原共済契約に係わる共済掛金の払込猶予期間に準じるものとします。

4. 更新前契約の定められた共済掛金の最終払込日において、更新前契約に対して払込むべき月額共済掛金が本会に払込まれていない場合で、かつ、前第1項第(2)号に定める当該更新前契約に対する払込猶予期間の満了日以前に更新日を迎えたときは、更新前契約に係わる未納月額共済掛金と更新契約に係わる月額共済掛金を併せて共済掛金の口座振替を行うものとし、払込猶予期間は、前第1項第(2)号の定めにかかわらず、共済掛金の滞納が最初に生じた日の属する月からその月を含めて3ヵ月目の当該払込日の応当日までとします。

5. 前4項に定める猶予期間内に滞納した共済掛金の全額が一括して本会に払込まれない場合には、共済契約は、次の各号の定めによるものとします。

(1)前第1項第(1)号に定める共済掛金に係わる場合は、申込まれた共済契約は、無効とします。

(2)前第1項第(2)号または前第4項に定める共済掛金に係わる場合は、共済掛金の滞納が最初に生じた

日の属する月の1日の零時より共済契約は失効します。ただし、第18条（共済掛金の払込）第2項第(3)号の追加加入された共済契約については、無効とします。

6. 前第5項の規定により、本共済契約が効力を失った日以後に生じた共済金の支払事由については、本会は、いかなる場合においても共済金を支払いません。

（共済掛金の返戻）

第22条 本共済契約が次の各号に定める事由に該当する場合には、本会は、すでに本会に払込まれた共済掛金の全部または一部を返戻します。

- (1) 第10条（告知義務違反による解除）の規定により共済契約が解除となったとき
- (2) 第11条（通知義務）の規定により共済契約が解除となったとき
- (3) 第12条（年齢の誤りに係わる更正通知）の規定により共済契約が無効となったとき
- (4) 第17条（重複加入の禁止）の規定により共済契約が無効となったとき
- (5) 第18条（超過加入の禁止）の規定により共済契約が無効となったとき
- (6) 第23条（共済契約の無効）の規定により共済契約が無効となったとき
- (7) 第24条（発効日以前のガン診断確定による共済契約の無効）の規定により共済契約が無効となったとき
- (8) 第25条（共済契約の失効）の規定により共済契約が失効となったとき
- (9) 第27条（共済契約の解約）の規定により共済契約が解約となったとき
- (10) 第28条（共済契約の解除）の規定により共済契約が解除となったとき
- (11) 第26条（共済契約の終了）の規定により共済契約が終了となったとき

2. 前項の各号に該当する場合において、本会が返戻すべき返戻金額は、以下の各号に定めるとおりとします。

- (1) 前項第(1)号に該当する場合は、解除日以降の共済期間に対応するすでに本会に払込まれた共済掛金の全額
- (2) 前項第(2)号に該当する場合は、解除日以降の共済期間に対応するすでに本会に払込まれた共済掛金の全額
- (3) 前項第(3)号に該当する場合は、当該無効となった共済契約が属する共済期間に対応するすでに本会に払込まれた共済掛金の全額
- (4) 前項第(4)号に該当する場合は、当該無効となった共済契約が属する共済期間に対応するすでに本会に払込まれた共済掛金の全額
- (5) 前項第(5)号に該当する場合は、当該無効となった共済契約が属する共済期間に対応するすでに本会に払込まれた共済掛金の全額
- (6) 前項第(6)号に該当する場合は、当該無効となった共済契約が属する共済期間に対応するすでに本会に払込まれた共済掛金の全額
- (7) 前項第(7)号に該当する場合は、以下の定めによるものとします。

①告知日以前に、被共済者が悪性新生物（癌）と診断確定されていた事実を共済契約者、被共済者、共済金受取人またはこれらの者の代理人の全てが知らなかった場合には、すでに払込まれた共済掛金の全額を返戻します。

②告知日以前に、被共済者が悪性新生物（癌）と診断確定されていた事実を共済契約者、被共済者、共済金受取人またはこれらの者の代理人のいずれか一人でも知っていたときは、すでに払込まれた共済掛金は返戻しません。

③告知日から発効日の前日までに被共済者が悪性新生物（癌）と診断確定されていた場合には、すでに払込まれた共済掛金の全額を返戻します。

(8)前項第(8)号に該当する場合は、失効日以降の共済期間に対応するすでに本会に払込まれた共済掛金の全額

(9)前項第(9)号に該当する場合は、解約日以降の共済期間に対応するすでに本会に払込まれた共済掛金の全額

(10)前項第(10)号に該当する場合は、解除日以降の共済期間に対応するすでに本会に払込まれた共済掛金の全額

(11)前項第(11)号に該当する場合は、終了日以降の共済期間に対応するすでに本会に払込まれた共済掛金の全額

3. 前第2項第(4)号、第(5)号および第(6)号に定める共済掛金の返戻は、当該無効となった共済契約の更新前の共済契約に係わる共済掛金を除くものとします。

第3節 共済契約の無効・失効・解除および消滅

(共済契約の無効)

第23条 次の各号に掲げる事由の場合、本共済契約の全部または一部（「一部」とは、被共済者単位の共済契約をいいます。以下同様とします。）は無効となります。

(1)共済契約者または被共済者が発効日の前日までに死亡していたとき。

(2)加入申込日、追加加入申込日または更新日において、共済契約者が第2条（共済契約者）に、被共済者が第3条（被共済者の範囲）の規定に合致していなかったとき。

(3)共済契約者が共済金を不法に取得する目的または他人に共済金を不法に取得させる目的をもって共済契約の締結をしたとき。

(4)共済契約者以外の者を被共済者とする共済契約について共済金受取人を定める場合に、その被共済者の同意を得なかったとき。

2. 前項の各号の定める事由によって本共済契約が無効となった場合には、本会は、共済金を支払いません。また、すでに共済金を支払っていたときは、その全額について返還請求できるものとします。

(発効日以前のガン診断確定による共済契約の無効)

第24条 被共済者が告知日以前または告知日から発効日の前日までに悪性新生物（癌）と診断確定されていた場合には、共済契約者、被共済者または共済金受取人のその事実の知、不知にかかわらず本共済契約の全部または一部は無効となります。

2. 前項に定める「悪性新生物（癌）の診断確定」は、病理組織学的所見（部検・生検）、細胞学的所見、理学的所見（X線、内視鏡等）、臨床学的所見および手術の全部またはいずれかにより日本の医師または歯科医師の資格を持つ者によってなされることを要します。

3. 前第1項に定める事由によって本共済契約が無効となった場合には、本会は、共済金を支払いません。また、すでに共済金を支払っていたときは、その全額について返還請求できるものとします。

(共済契約の失効)

第25条 共済契約者、被共済者が共済期間開始日以後に死亡したときは、その死亡したときをもって本共済契約の全部または一部は失効します。

(共済契約の終了)

第26条 被共済者の病気入院共済金および傷害入院共済金の通算支払日数が全共済期間を通じて、合計して365日に達したときをもって、本約款に定める当該被共済者に係る病気入院保障および傷害入院

保障は消滅するものとし、同時に当該被共済者に係る共済契約も終了するものとします。

(共済契約の解約)

第27条 共済契約者は、本会に対する本会所定の書類にて本共済契約の解約の意思表示をすることにより、本共済契約の全部または一部を解約することができます。

2. 前項の場合、本会所定の書類が毎月末日（以下「解約申請締切日」といいます。）までに本会に受付られたものについて、その解約申請締切日の属する月の翌月1日を解約日（以下「解約日」といい、共済契約の保障の効力は、解約日の零時より失うものとします。以下同様とします。）とします。ただし、当該解約申請の受付が第21条（共済掛金の払込猶予期間および共済契約の無効または失効）に定める払込猶予期間中の場合には、共済掛金の滞納が最初に生じた月の1日を解約日とします。

3. 第20条（共済掛金の払込方法〈経路〉）第1項第(2)号に定める団体扱払込を条件として本共済契約に加入している場合、当該共済契約者が扱い団体を脱退した日（以下「脱退日」といいます。）において、本会所定の申請書その他の書類により本会に共済掛金の振替口座の変更および共済契約の継続の意思表示を行わない場合には、前2項の規定にかかわらず、本会は、当該共済契約者が脱退日に共済契約の解約の意思表示を行ったものとみなし、扱い団体から提出される本会所定の申請書により共済契約を解約することができるものとします。

4. 前項の規定により本会が共済契約を解約する場合には、扱い団体から提出される本会所定の申請書が毎月末日までに本会に受付られたものについて翌月の1日を解約日とするものとし、当該解約申請の受付が第21条（共済掛金の払込猶予期間および共済契約の無効または失効）に定める払込猶予期間中の場合には、共済掛金の滞納が生じた最初の月の1日を解約日とします。

(重大事由による共済契約の解除)

第28条 次の各号に掲げる事由によるときは、共済期間の中途においても本会が指定する日をもって本共済契約の全部または一部を解除します。

(1) 共済契約者、被共済者または共済金受取人が、共済金を詐取する目的もしくは第三者に共済金を詐取させる目的で事故招致（未遂を含みます。）をしたとき。

(2) 共済金の請求に関し、共済契約者、被共済者または共済金受取人に詐欺行為（未遂を含みます。）があったとき。

(3) 共済契約者、被共済者、被共済者と生計を一にする被共済者の法定監督義務者である親族または共済金受取人が、次のいずれかに該当するとき。

①反社会的勢力（注）に該当すると認められること。

②反社会的勢力に対して資金等を提供し、または便宜を供与する等の関与をしていると認められること。

③反社会的勢力を不当に利用していると認められること。

④法人である場合において、反社会的勢力がその法人の経営を支配し、またはその法人の経営に実質的に関与していると認められること。

⑤その他反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有していると認められること。

（注）暴力団、暴力団員（暴力団員でなくなった日から5年を経過しない人を含みます。）、暴力団準構成員、暴力団関係企業その他の反社会的勢力をいいます。

(4) この共済契約の全部または一部に対して支払責任が同じである他の契約等との重複により、被共済者にかかる共済金等（保険金その他のいかなる名称であるかを問わないものとします。）の合計額が著しく過大であり、共済制度の目的に反する状態がもたらされるおそれがあると認められるとき。

(5) (1)から(4)までのいずれかに該当するほか、本会の共済契約者、被共済者または共済金受取人に対

する信頼を損ない、この共済契約の存続を困難とする重大な事由があるとき。

2. 共済金の支払事由または当該事由の原因が生じた後でも、前項の規定によって共済契約を解除することができるものとします。この場合には、本会は、共済金を支払いません。また、すでに共済金を支払っていた場合には、本会は、その全額について返還請求することができるものとします。

3. 本条による共済契約の解除は、共済契約者に対する書面による通知により行います。ただし、正当な事由によって共済契約者に通知できない場合には、本会は、被共済者または共済金受取人に通知します。

4. 前第1項および第2項の規定により本共済契約が解除された場合には、解除日までの共済期間に対応するすでに本会に払込まれた共済掛金については、本会は、返戻しません。

(共済契約の取消し)

第29条 本会は、共済契約者、被共済者または共済金受取人の詐欺または強迫により、共済契約を締結した場合には、当該共済契約を取り消すことができます。

2. 前第1項の規定による取消しは、共済契約者に対する通知により行います。ただし、共済契約者の所在不明、死亡その他の理由で共済契約者に通知できない場合には、被共済者または共済金受取人に対する通知により行うことができます。

(被共済者による共済契約の解除請求)

第30条 被共済者が共済契約者以外である場合において、次の(1)号から(4)号のいずれかに該当するときは、その被共済者は、共済契約者に対し共済契約（その被共済者にかかる部分に限ります。以下同じ。）を解除することを求めることができます。

(1) 共済契約者または共済金受取人に、第28条（重大事由による共済契約の解除）第1項の(1)号または(2)号のいずれかに該当する行為があったとき。

(2) 共済契約者または共済金受取人が、第28条第1項の(3)号に該当するとき。

(3) (1)号および(2)号のほか、共済契約者または共済金受取人が、(1)号および(2)号の場合と同程度に被共済者のこれらの人に対する信頼を損ない、この共済契約の存続を困難とする重大な事由を生じさせたとき。

(4) 共済契約者と被共済者との間の親族関係の終了その他本会が定める事由により、この共済契約の被共済者となることについて同意した事情に著しい変更があったとき。

2. 共済契約者は、前第1項の(1)号から(4)号のいずれかに該当する場合において、被共済者から前項に規定する解除請求があったときは、本会に対する通知により、共済契約を解除しなければなりません。

3. 被共済者は、前第1項の(1)号から(4)号のいずれかに該当する場合で、かつ、共済契約者が解除請求に応じないときは、本会の定める方法により、本会に対し共済契約を解除することを求めることができます。

4. 本会は、前第3項に規定する解除請求を受けた場合は、共済契約を解除することができます。

5. 前第4項の規定により共済契約が解除された場合には、本会は、共済契約者の住所にあてて、その旨を書面により通知します。

(共済契約の解約および解除の効力)

第31条 本共済契約の解約および解除は、将来に向かってのみその効力を生じるものとします。

第4節 共済契約内容の変更

(加入コースの変更)

第32条 共済契約者は、本会の承認を得てすでに定めた加入コースの変更（以下「加入コース変更」といいます。）を行うことができます。ただし、加入コース変更は各3,000コース間および各5,000コース間内の変更に限るものとし、また、共済期間中途における変更はできません。

2. 共済契約者が前項に定める加入コース変更を行う場合には、本会所定の申請書およびその他本会の要求する書類を毎月末日（以下「加入コース変更申請締切日」といいます。）までに本会に提出しなければなりません。

3. 前項の変更申請が本会で受けられ、かつ、承認された場合には、共済契約者は、第19条（共済掛金の払込）、第20条（共済掛金の払込方法〈経路〉）および第21条（共済掛金の払込猶予期間および共済契約の無効または失効）の規定に基づき、当該加入コース変更後の共済契約に係わる共済掛金が本会に払込まれたことを条件に、加入コース変更申請締切日の翌月1日（以下「発効日」または「加入コース変更日」といいます。）を発効日とし当該共済契約の共済期間は、第6条（発効日および共済期間）の規定に準拠するものとしします。

4. 前第3項により加入コース変更後の共済契約が発効した場合は、本会は、本会の定める共済加入証書を契約者あてに発行して、当該共済契約の加入の承諾の通知に代えるものとしします。

(共済掛金払込口座の変更)

第33条 共済契約者は、本会の承認を得て、第20条（共済掛金の払込方法〈経路〉）に定める共済掛金の払込方法に基づく共済契約者の指定する掛金の振替口座の変更（以下「口座変更」といいます。）を行うことができます。

2. 共済契約者が前項の口座変更を行う場合には、本会所定の変更申請書および新たな口座振替依頼書を毎月15日（以下「口座変更申請締切日」といいます。）までに本会に提出しなければなりません。

3. 前第2項の変更申請が本会で受けられ、かつ、承認された場合には、前項に定める口座変更申請締切日の属する月の翌月の第20条（共済掛金の払込方法〈経路〉）第2項に定める振替日より新たに口座変更された指定口座からの共済掛金の振替を行います。

(共済掛金払込方法〈経路〉の変更)

第34条 共済契約者は、本会の承認を得て、第20条（共済掛金の払込方法〈経路〉）第1項に定める共済掛金の払込方法の変更（以下「払込経路変更」といいます。）を行うことができます。

2. 共済契約者が前項の払込経路変更を行う場合には、本会所定の変更申請書その他本会の要求する書類を毎月末日（以下「払込経路変更申請締切日」といいます。）までに本会に提出しなければなりません。

3. 前項の変更申請が本会で受けられ、かつ、承認された場合には、前項に定める払込経路変更申請締切日以後初めて迎える第19条（共済掛金の払込）第2項第(2)号、第(3)号または第(4)号に定める払込日より新たに変更された指定口座からの共済掛金の振替を行います。

(共済契約者の変更)

第35条 共済契約者が第2条（共済契約者）に定める資格の要件を欠くにいたった場合は、被共済者および本会の書面による同意を得て、共済契約上の権利義務を第2条（共済契約者）に定める要件を満たす者に継承することができるものとしします。

(共済契約者の代表者)

第36条 共済契約者が2人以上の場合には、代表者1人を定めてください。この場合、その代表者は他の共済契約者を代理するものとします。

2. 前項の代表者が定まらないか、またはその所在が不明のときは、本会が共済契約者の1人に対してした行為は、他の共済契約者に対しても効力を生じます。

3. 共済契約者が2人以上の場合には、その責任は連帯とします。

第3章 共済金の受取人・事故の通知および共済金請求

(共済金の受取人)

第37条 本共済契約の共済金の受取人は、本会が特に認めた場合を除き被共済者とし、共済金を受取るべき日において被共済者が共済金を受取ることができない場合には、被共済者の法定相続人とします。

2. 前項に定める共済金受取人が複数ある場合は、同共済金受取人において1名の代表者を選定するものとし、その代表者は他の共済金受取人を代理するものとします。

(共済金の受取人指定)

第38条 本共済契約の申込み時に、第37条(共済金の受取人)に定める共済金受取人を別に定める場合には、被共済者の同意を得た本会所定の書式にてその旨を本会に申し出て、本会の承認を得なければならないものとします。

(事故の通知および関係書類の提出)

第39条 共済契約者、被共済者、または共済金受取人は、共済金の支払事由となる交通事故または不慮の事故が生じた場合には、当該事故の生じた日から30日以内に、病気を原因として死亡または入院した場合には遅滞なく、事故の発生状況、傷病の程度またはその他本会が必要と認める事項について本会に書面により通知しなければなりません。

2. 共済契約者、被共済者、または共済金受取人が本会の認める正当な理由がなく前項の規定に違反したとき、またはその通知に関し知っている事実を告げずもしくは不実のことを告げたときは、本会は、それによって本会が被った損害の額を差し引いて共済金を支払うものとします。

(共済金の請求)

第40条 共済契約者、被共済者、または共済金受取人が共済金の支払いを受けようとするときは、本会の要求する書類を本会に提出しなければなりません。

2. 共済金受取人が共済金の請求を第三者に委任する場合には、同委任を証する書類および同委任を受けた者の印鑑証明書を提出しなければなりません。

3. 前2項により共済金の請求を受けた場合、本会が必要と認めたときは、第39条(事故の通知および関係書類の提出)に定める通知内容および前第1項の共済金の請求内容について事実確認を行い、または本会の指定した医師の診断書(検査書等の医学的所見書等を含みます。)の提出を求めることができるものとします。

4. 本会は、共済契約者、被共済者または共済金受取人が前3項に定める本会の要求に対し、正当な理由がなく回答せずもしくは不実のことを告げたとき、または拒んだり妨げたりした場合は共済金を支払いません。また、すでに共済金を支払っていた場合には、本会は、その全額について返還請求することができるものとします。

(共済金の支払)

第41条 本会は、共済金の請求を受けた場合には、必要な請求書類がすべて本会に到着した日の翌日以後30日以内に、事故発生の状況、事故の原因、病気または傷害の内容、共済金が支払われない事由の有無、共済金を算出するための事実、共済契約の効力の有無その他本会が支払うべき共済金の額を確定するために必要な事項の調査（以下「必要な調査」といいます。）を終えて、共済金を共済金受取人に支払うものとします。

2. 前項の規定にかかわらず、必要な調査のため特に日時を要する場合において、次の(1)号から(8)号のいずれかに該当するときには、その旨を本会が共済金受取人に通知し、必要な請求書類がすべて本会に到着した日の翌日以後、(1)号から(8)号に規定する期間内（複数に該当するときは、そのうち最長の期間）に共済金を共済金受取人に支払うものとします。

(1) 災害救助法（昭和22年10月18日法律第118号）が適用された災害の被災地域において調査を行う必要があるとき	60日
(2) 医療機関、検査機関その他の専門機関による診断・鑑定・審査等の結果について照会を行う必要があるとき	90日
(3) 本会ならびに共済契約者、被共済者および共済金受取人以外の個人または機関に対して客観的事実、科学的知見または専門的見地からの意見もしくは判断を求めるための確認が必要なとき	90日
(4) 身体障害の内容およびその程度を確認するための医療機関による診断、身体障害の認定にかかる専門機関による審査等の結果について照会を行う必要があるとき	120日
(5) 弁護士法（昭和24年6月10日法律第205号）その他の法令にもとづく照会が必要なとき	180日
(6) 警察、検察、消防その他の公の機関による調査・捜査の結果について照会を行う必要があるとき	180日
(7) 日本国外で傷病が発生した等の事情により、日本国外において調査を行う必要があるとき 警察、検察、消防その他の公の機関による調査・捜査の結果について照会を行う必要があるとき	180日
(8) 災害対策基本法（昭和36年11月15日法律第223号）にもとづき設置された中央防災会議において専門調査会が設置された首都直下地震、東海地震、東南海・南海地震またはこれらと同規模の損害が発生するものと見込まれる広域災害が発生したとき	360日

3. 本会が必要な調査を行うにあたり、次の(1)号または(2)号のいずれかに該当することにより、調査が遅延した期間については、前第1項および第2項の期間に算入しないものとし、また、その調査が遅延した期間は共済金を支払わないものとします。

(1) 共済契約者、被共済者または共済金受取人が正当な理由なく当該調査を妨げ、もしくはこれに応じなかったとき（必要な協力を行わなかった場合を含みます。）。

(2) 共済契約者、被共済者または共済金受取人が前第2項にいう事実の確認、医師または歯科医師の診断を妨げ、もしくはこれに応じなかったとき（必要な協力を行わなかった場合を含みます。）。

(共済契約上の紛争の処理)

第42条 共済金の支払いについて、本会と共済契約者、被共済者または共済金受取人との間に争いが生

じたときは、その争いは当事者双方が書面によって選定する各1名の評価人に委ねます。万一、評価人の中で意見が一致しないときは、双方の評価人が選定する1名の裁定人にこれを裁定させます。

2. 前項の場合において、評価人の費用（報酬を含みます。）については、各自がそれぞれ負担するものとし、裁定人の費用（報酬を含みます。）については、各自均分してこれを負担するものとしします。

（共済期間中の共済掛金の増額または共済金額の削減）

第43条 本会は、本共済契約の計算基礎に著しく影響を及ぼす状況変更が生じときは、本会の定めるところにより共済期間中に、本共済契約の共済掛金の増額または共済金額の削減を行うことがあるものとしします。

（想定外の事象発生による共済期間中の共済金の削減）

第44条 本会は、共済金の支払事由に該当するにもかかわらず、想定外の事象発生により、本会の収支に著しい影響を及ぼす状況変更が生じたときは、本会の定めるところにより共済期間中に、共済金を削減して支払うことがあるものとしします。

（時効）

第45条 共済金の支払いを請求する権利は、これらを行行使することができる時から3年間行使しない場合、時効によって、消滅します。

（準拠法）

第46条 本約款に規定のない事項については、日本国の法令に準拠します。

2. 本約款の施行日以降に日本国の法令が改定された場合には、改定されるまでの法令に準じて本約款に適用するものとみなします。

（管轄の合意）

第47条 本共済契約に関する訴訟については、本会の所在地を管轄する高等裁判所の管轄する裁判所のみを第一審の合意管轄裁判所とします。

第4章 病気入院保障条項

第1節 病気入院共済金を支払う場合

（病気入院共済金の支払事由）

第48条 病気入院共済金の支払事由とは、被共済者が発効日以後に発病した病気を原因として、その治療を目的とし、共済期間内に入院（医師による治療が必要な場合において、自宅等での治療が困難なため、病院または診療所に入り、常に医師の管理下において治療に専念することをいいます。以下同様とします。）を開始したことをいいます。

（病気入院共済金の支払）

第49条 本会は、被共済者が第48条（病気入院共済金の支払事由）に該当した場合には、1回の入院について60日を限度として、1日につき別表3記載の病気入院共済金（以下「病気入院共済金」といいます。）を支払います。ただし、1回の入院について、入院日数が5日以内の場合は、5日分に相当する病気入院共済金を支払うものとしします。

2. 前項に規定する入院については、次の各号に掲げる規定によって取り扱います。

(1) 同一の病気（医学上重要な関係があると本会が認めた一連の病気は、病名を異にする場合であっても、これを同一の病気として取り扱います。以下同様とします。）を直接の原因とした入院が2回以上あった場合には、それぞれの入院を別の入院としては取り扱わないで、それぞれの入院日数を通算し、継続した1回の入院として取り扱います。

(2) 前号の場合でも、病気入院共済金が支払われることとなった入院のうち、その最後の入院の退院日の翌日からその日を含めて180日を経過した後に開始された入院については、別の入院として取り扱います。

(3) 入院が2回以上あった場合でも、それぞれの入院が異なる病気を直接の原因としたものであるときには、それぞれの入院を別の入院として取り扱います。

(4) 病気を直接の原因とした入院が開始された時に異なる病気を併発していた場合またはその入院中に異なる病気を併発した場合でも、その入院が開始された直接の原因となった病気による継続した1回の入院として取り扱います。

(5) 被共済者が病気入院共済金の支払いを受けられる入院期間中、新たに他の疾病を患ったとしても、本会は、重複しては病気入院共済金を支払いません。また、被共済者が傷害入院共済金の支払を受けられる期間中に、前条に定める病気入院共済金の支払事由に該当しても、本会は、傷害入院共済金と重複しては病気入院共済金を支払いません。

3. 被共済者の入院が複数回に渡った場合の支払限度日数については、第26条（共済契約の終了）に定める全共済期間を通じて365日をもって限度とします。

第2節 病気入院共済金を減額して支払う場合

（病気入院共済金を減額して支払う場合）

第50条 本会は、病気入院共済金を支払う場合、次の各号による場合は被共済者の入院日数からその対象となる日数を差し引いた入院日数に対して共済金を支払います。

(1) 入院中に外泊またはこれに準ずる外出（医師の許可の有無を問いません。以下同様とします。）をした場合

(2) 入院中において就業、就学または家事等日常生活に支障がないと判断される場合

第3節 病気入院共済金を支払わない場合

（病気入院共済金を支払わない場合）

第51条 本会は、次の各号に掲げる事由によって生じた事故を原因とする場合またはこれらに該当する場合には、病気入院共済金を支払いません。

(1) 共済契約者、被共済者または共済金受取人の故意または重大な過失によるとき

(2) 被共済者の自殺行為、犯罪行為または闘争行為によるとき

(3) 核燃料物質（使用済燃料を含みます。以下同様とします。）もしくは核燃料物質によって汚染された物（原子核分裂生成物を含みます。以下同様とします。）の放射性、爆発性その他の有害な特性またはこれらの特性による事故

(4) 前号の事由に随伴して生じた事故またはこれらに伴う秩序の混乱に基づいて生じた事故

(5) 前第(3)号以外の放射線照射または放射能汚染

(6) 被共済者の正常な妊娠・出産に起因するとき

(7) 精神病、精神薄弱、人格異常、心神喪失、躁鬱病、躁鬱状態（これらに類する状態を含みます。）、

アルコール依存、薬物依存またはその他の疾病に起因するとき

(8)後天性免疫不全症候群（エイズ）

(9)先天異常またはそれらに随伴する病気に起因するとき

(10)発効日の前日までに発病していた病気もしくはこれらと因果関係が認められる病気によるとき

(11)原因の如何を問わず頸椎捻挫、バレリュー症候群、頸椎神経根症、脊髄症等の頸部症候群（いわゆる「むちうち症」）または腰痛、背痛、椎間板ヘルニア等で愁訴を裏付けるに足りる医学的他覚所見（レントゲン、脊髄造影術、椎間板造影術等の検査による）が認められないもの

第5章 傷害入院保障条項

第1節 傷害入院共済金を支払う場合

（傷害入院共済金の支払事由）

第52条 傷害入院共済金の支払事由とは、被共済者が共済期間内に生じた急激かつ偶然な外来の事故によって傷害を被り、その直接の結果として、平常の業務に従事することまたは平常の生活ができなくなり、かつ、次の各号に定めるいずれかに該当した場合をいいます。

(1)入院をした場合

(2)別表5に定める各号のいずれかに該当し、かつ、医師の治療を受けた場合

（傷害入院共済金の支払）

第53条 本会は、被共済者が第52条（傷害入院共済金の支払事由）に該当した場合には、その入院日数に対し1事故の入院について60日を限度として、1日につき別表3記載の傷害入院共済金（以下「傷害入院共済金」といいます。）を支払います。ただし、1回の入院について、入院日数が5日以内の場合は、5日分に相当する傷害入院共済金を支払うものとします。

2. 本会は、事故の日からその日を含めて180日を経過した後の入院日数に対しては、傷害入院共済金を支払いません。

3. 被共済者が傷害入院共済金の支払いを受けられる入院期間中、新たに他の傷害を被ったとしても、本会は、重複しては傷害入院共済金を支払いません。また、被共済者が病気入院共済金の支払を受けられる期間中に、前条に定める傷害入院共済金の支払事由に該当しても、本会は、病気入院共済金と重複しては傷害入院共済金を支払いません。

4. 被共済者の入院が複数回に渡った場合の支払限度日数については、第26条（共済契約の終了）に定めによるものとします。

第2節 傷害入院共済金を減額して支払う場合

（傷害入院共済金を減額して支払う場合）

第54条 本会は、傷害入院共済金を支払う場合、次の各号によるときは、被共済者の入院日数よりその対象となる日数を差し引いた入院日数に対して共済金を支払います。

(1)入院中に外泊またはこれに準ずる外出をした場合

(2)入院中において就業、就学または家事等日常生活に支障がないと判断される場合

第3節 傷害入院共済金を支払わない場合

(傷害入院共済金を支払わない場合)

第55条 本会は、次の各号に掲げる事由によって生じた事故を原因とする場合またはこれらに該当する場合には傷害入院共済金を支払いません。

- (1) 共済契約者、被共済者または共済金受取人の故意または重大な過失によるとき
- (2) 被共済者の自殺行為、犯罪行為または闘争行為によるとき
- (3) 地震、噴火または津波によるとき
- (4) 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱、その他これらに類似の事変または暴動（群衆または多数の者の集団の行動によって、全国あるいは一部の地区において著しく平穏が害され、治安維持上重大な事態と認められる状態をいいます。）によるとき
- (5) 核燃料物質もしくは核燃料物質によって汚染された物の放射性、爆発性その他の有害な特性またはこれらの特性による事故
- (6) 前第(3)号から第(5)号の事由に随伴して生じた事故またはこれらに伴う秩序の混乱に基づいて生じた事故
- (7) 前第(5)号以外の放射線照射または放射能汚染
- (8) 精神病、精神薄弱、人格異常、心神喪失、アルコール依存、薬物依存またはその他の疾病に起因するとき
- (9) 被共済者の妊娠・出産・流産・早産または外科的手術その他の医療処置に起因するとき。ただし、本共済において共済金を支払うべき傷病を治療する場合はこの限りではありません。
- (10) 被共済者の職務以外での航空機操縦中に生じた事故
- (11) 被共済者が法令に定められた運転資格（運転する地における法令によるものをいいます。）を持たないで、または酒に酔ってもしくは麻薬、大麻、あへん、覚せい剤、シンナー等の影響により正常な運転ができないおそれがある状態で自動車または原動機付自転車を運転している間に生じた事故
- (12) 被共済者が別表4記載の危険な運動を行っている間に生じた事故
- (13) 以下に掲げる職業に従事している方が就業中に被った傷害
 - ① テストパイロット、テストドライバー、テストライダーその他これらに類する職業
 - ② 競馬、競輪、オートレース、競艇その他これらに類する職業競技
 - ③ 力士、拳闘家、プロレスラー、プロスキーヤーその他これらに類する職業
 - ④ スタントマン
 - ⑤ サーカス、軽業師、曲芸等に従事する方
 - ⑥ 猛獣を取り扱う方
- (14) 被共済者の刑の執行または拘留（または拘置）もしくは入監中に生じた事故
- (15) 原因の如何を問わず頸椎捻挫、バレリュー症候群、頸椎神経根症、脊髄症等の頸部症候群（いわゆる「むちうち症」）または腰痛、背痛、椎間板ヘルニア等で愁訴を裏付けるに足りる医学的他覚所見（レントゲン、脊髄造影術、椎間板造影術等の検査による）が認められないもの
- (16) 発効日の前日までに被った傷害もしくはこれらと因果関係が認められる傷病によるとき

第6章 手術見舞金条項

第1節 手術見舞金を支払う場合

(手術見舞金の支払事由)

第56条 手術見舞金の支払事由とは、被共済者が第39条（病气入院共済金の支払事由）または第53条（傷害入院共済金の支払事由）の規定により入院共済金が支払われる入院期間中に、日本国内の病院ま

たは診療所において、当該入院共済金を支払うべき傷病の治療を直接の目的として、手術を受けたことをいいます。

2. 前項にいう手術とは、治療を直接の目的として、器具を用い、生体に切断、摘除などの処置を施すこといい、吸引、穿刺などの処置および神経ブロックは除きます。

(手術見舞金の支払)

第57条 本会は、第56条(手術見舞金の支払事由)に該当した場合には、別表3記載の手術見舞金を支払います。ただし、手術見舞金の支払いは1入院期間中につき1回とします。

第2節 準用規定

(準用)

第58条 本保障条項に規定のない事項については、本保障条項に反しない限り、第4章「病気入院保障条項」および第5章「傷害入院保障条項」の規定を準用します。

別表1 慢性疾患

- (1) 悪性新生物(癌・肉腫・筋腫・白血病等)
- (2) 胃および腸の潰瘍(胃潰瘍・十二指腸潰瘍等)
- (3) 心臓疾患
- (4) 肺疾患(肺炎・肺結核等)
- (5) 脳血管疾患(脳出血・脳血栓・くも膜下出血等)
- (6) 腎臓疾患(腎炎・ネフローゼ等)
- (7) 肝臓・すい臓等の内臓疾患
- (8) 糖尿病およびその他代謝障害
- (9) 精神病およびアルコール中毒(精神分裂症等)
- (10) 骨髄および神経疾患(骨髄炎・髄膜炎・脳性麻痺等)
- (11) 血管および血液疾患(血友病・動脈硬化症等)
- (12) 耳鼻および眼疾患
- (13) 厚生労働省が指定する特定疾病医療費公費負担の対象となる疾患
(パーチェット病・クローン病・パーキンソン病等)
- (14) その他本会が指定する慢性疾患

別表2 加入できない職業

- (1) 『風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律』の第2条第6項に定める「店舗型性風俗特殊営業」、同条第7項に定める「無店舗型性風俗特殊営業」、同条第8項に定める「映像送信型性風俗特殊営業」、同条第9項に定める「接客業務受託営業」(ただし、同項1号および3号の営業を行う者より委託を受けるものを除く。)に従事している方およびその経営者
- (2) 主婦、就学者以外の満55歳以下の方で、定職または一定の勤労性所得(収入)を持たない方
- (3) 行商、露天商およびこれらに準ずる職業に従事する方
- (4) 反社会的勢力に該当すると認められる方
- (5) その他本会が別に指定する職業

別表3 共済金額表

1. ぞうさん3,000コース

保障種類	共済金額
病気入院共済金	(日額) 3,000円
傷害入院共済金	(日額) 3,000円

2. ぞうさん3,000プラスコース

保障種類	共済金額
病気入院共済金	(日額) 3,000円
傷害入院共済金	(日額) 3,000円
手術見舞金(一律)	3万円

3. ぞうさん5,000コース

保障種類	共済金額
病気入院共済金	(日額) 5,000円
傷害入院共済金	(日額) 5,000円

4. ぞうさん5,000プラスコース

保障種類	共済金額
病気入院共済金	(日額) 5,000円
傷害入院共済金	(日額) 5,000円
手術見舞金(一律)	3万円

※入院共済金の増額について(病気入院共済金および傷害入院共済金共通)

加入コース 経過年数	3,000コース 入院共済金(日額)	5,000コース 入院共済金(日額)
1年未満	3,000円	5,000円
1年	3,600円	6,000円
2年	4,200円	7,000円
3年	4,800円	8,000円

4年	5,400円	9,000円
5年以後	6,000円	10,000円

①共済期間内に共済金の支払いが生じなかった場合、病気入院共済金および傷害入院共済金の共済金日額は、6,000円または10,000円を上限として、上表のとおり、経過年数に応じて共済契約の更新日から600円または1,000円ずつ増額します。

②共済期間内に共済金の支払いが生じた場合、当該入院共済金の支払いが生じた日の翌日以降に初めて迎える共済契約の更新日より上表の「1年未満」の共済金額（3,000円または5,000円）が適用されます。また、当該更新日以降、更新契約の共済期間内において、新たに共済金の支払いが生じなかった場合には、前①の規定が適用されるものとします。

※上表にいう経過年数とは、初めて本会に申込まれた共済契約の発効日からの経過年数をいいます。ただし、共済期間内において、共済金の支払いが生じた場合においては、当該入院共済金の支払いが生じた日の翌日以降に初めて迎える共済契約の更新日からの経過年数とします。

別表4 危険な運動

- (1) 山岳登山（ピッケル、アイゼン、ザイル、ハンマー等の登山用具を使用するもの）
- (2) リュージュ、ボブスレー、グライダー操縦、スカイダイビング、スキューバダイビング、外洋におけるヨット操縦、ハンググライダー搭乗、パラセール搭乗、飛行船搭乗
- (3) 超軽量動力機（モーターハンググライダー、マイクロライト機、ウルトラライト機等）搭乗
- (4) ジャイロプレーン搭乗
- (5) その他上記(1)から(4)に類する危険な運動

別表5 傷害入院共済金の支払対象となる身体障害

- (1) 両眼の矯正視力が0.06以下になっていること
- (2) 咀嚼または言語の機能を失っていること
- (3) 両耳の聴力を失っていること
- (4) 両上肢の手関節以上のすべての関節の機能を失っていること
- (5) 1下肢の機能を失っていること
- (6) 胸腹部臓器の障害のため、身体が摂食、洗面等の起居動作に限られていること
- (7) 神経系統または精神の障害のため、身体が摂食、洗面等の起居動作に限られていること
- (8) その他上記部位の合併障害等のため、身体が摂食、洗面等の起居動作に限られていること

(注) 第(4)号の規定中「以上」とは、当該関節より心臓に近い部分をいいます。

ぞうさん入院プラン約款

【追加約款】

（目的）

第1条 まごころ共済会（以下「本会」といいます。）が行うぞうさん入院プラン（以下「本共済」といいます。）のぞうさん入院プラン約款（以下「主約款」といいます。）に付帯し、本追加約款を契約内容とするものとします。

（被共済者の範囲の拡大）

第2条 本会は、被共済者が、主約款第3条（被共済者の範囲）第(4)号から第(6)号または第(8)号に規定する方に該当していない場合であっても、本追加約款第4条（共済金支払に関する特認条件）に定める「特認A」または「特認B」の特認条件を付帯することによって、「ぞうさん3,000コース」、「ぞうさん3,000プラスコース」「ぞうさん5,000コース」および「ぞうさん5,000プラスコース」（以下「本共済契約」といいます。）の被共済者となることを認めるものとします。

2. 本会は、被共済者が発達障がい・知的障がい等の症状をお持ちで、主約款第3条（被共済者の範囲）第(4)号から第(6)号または第(8)号に規定する方に該当していない場合であっても、本追加約款第6条（共済金支払に関する特認条件）に定める「サポートAタイプ」の特認条件を付帯することによって、「ぞうさん3,000コース」、「ぞうさん3,000プラスコース」「ぞうさん5,000コース」および「ぞうさん5,000プラスコース」（以下「本共済契約」といいます。）の被共済者となることを認めるものとします。

（共済金支払いに関する特認A・B条件の表示）

第3条 第2条（被共済者の範囲の拡大）の規定により本会が本共済契約の被共済者となることを認めた被共済者については、主約款の規定により本会が発行する共済加入証書に「特認A」の場合は「特認A」、または「特認B」の場合は「特認B」と表示するものとし、これらの表示をされている被共済者については、第4条（共済金支払に関する特認条件）の規定に従って、本会は共済金を支払うものとします。

（共済金支払に関する特認A・B条件）

第4条 本会が「特認A」または「特認B」の条件を付帯して本共済契約の被共済者と認めた方については、本共済契約の加入申込日および追加加入申込日において告知書に記載された病気もしくはこれに相当因果関係がある病気を原因として生じた（直接・間接を問いません）事由については、本会は、共済金を支払いません。

（特認B条件の消滅）

第5条 前条（共済金支払に関する特認条件）に定める「特認B」の付帯条件は、発効日の属する年からその年を含めて3年目に迎える共済期間満了日を経過した日をもって消滅するものとします。

（共済金支払いに関する特認サポートAタイプ条件の表示）

第6条 第2条（被共済者の範囲の拡大）2. の規定により本会が本共済契約の被共済者となることを認めた被共済者については、主約款の規定により本会が発行する共済加入証書に「サポートAタイプ」と表示するものとし、第7条（共済金支払に関する特認サポートAタイプ条件）の規定に従って、本会

は共済金を支払うものとしします。

(共済金支払に関する特認サポートAタイプ条件)

第7条 本会が「サポートAタイプ」の条件を付帯して本共済契約の被共済者と認めた方については、発達障がい・知的障がい等の症状もしくはこれに相当因果関係がある病気を原因として生じた（直接・間接を問いません）事由については、本会は契約時に締結した定額の共済金を支払うものとしします。なお、上記理由に該当しない病気傷害に関しては、主約款に従った共済金を支払います。

(特認条件付帯共済契約の無効)

第8条 主契約の規定にかかわらず、共済契約者が本追加約款に定める「特認A」「特認B」または「サポートAタイプ」の条件について承諾しないことを理由に本共済契約を無効とする場合は、共済契約者から当該無効についての書面による通知が共済加入証書記載の発効日からその日を含めて90日以内に本会に受理された場合に限り、当該共済契約を無効とすることができるものとしします。

2. 前項の規定により本共済契約が無効とされた場合は、すでに払込まれた共済掛金については全額共済契約者に返戻するものとしします。

3. 前第1項の場合を除き、いかなる場合も本共済契約を無効とすることはできないものとしします。

4. 前第1項の規定により本会が本共済契約を無効とする場合において、もしすでに本会が共済金を支払っていたときは、本会は、すでに支払った共済金については、その全額を返還請求できるものとしします。

(準用)

第9条 この追加約款に規定のない事項については、主約款の規定に準拠します。

施行日	2012年12月	1日
一部改定	2019年	1月 1日
一部改定	2020年	1月 1日
一部改定	2022年	8月 1日

《お知らせとお願い》

1. あらゆる手続きに加入証書は欠かせないものです。受け取りの際は、住所、お名前等をご確認のうえ、大切に保管してください。
2. ご契約内容に関する照会や通知（名前・住所等の変更）の際は、加入証書の契約番号・契約者のお名前をお知らせください。
3. 加入内容についてのお問い合わせやご相談、並びに共済金をご請求される場合は右記の共済会事務局までお申し出ください。

まごころ共済会

◆ 共済会事務局

〒918-8202

福井県福井市大東2丁目1-20

TEL: 0120-556-720